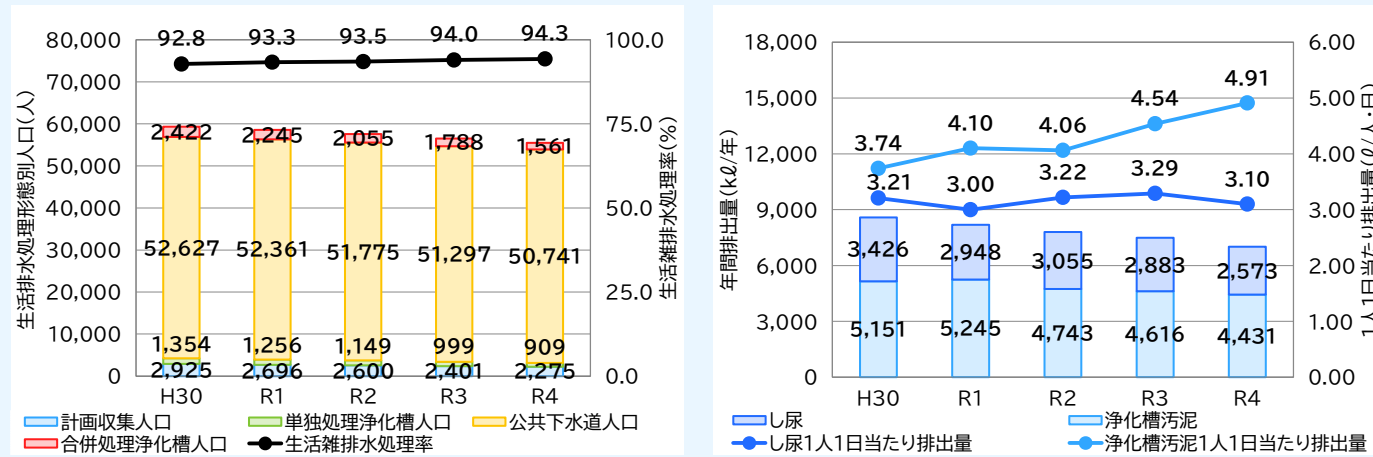


生活排水処理基本計画

玉野市の過去5年間における生活排水処理形態別人口は、行政区域内人口の減少に伴い年々減少していますが、生活雑排水処理率は増加傾向にあります。し尿及び浄化槽汚泥の年間排出量はいずれも減少傾向にあり、合併処理浄化槽の普及により、年々浄化槽汚泥の割合が高くなっています。



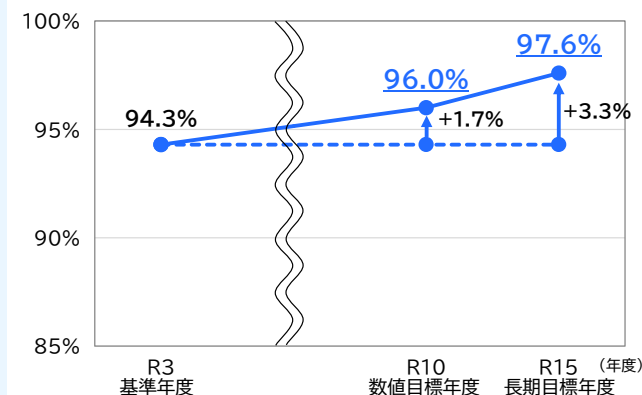
施策

水環境の保全	生活排水処理施設整備		
	(1)	施策1 公共下水道事業	継続
(2) 意識向上のための啓発	施策2 浄化槽設置	継続	
	施策3 し尿及び浄化槽汚泥処理施設	継続	
	施策4 情報提供の充実	継続	
	施策5 発生源対策の促進	継続	
	施策6 水質浄化に対する意識向上	継続	
	施策7 生活排水処理施設への接続と浄化槽管理方法の周知	新規施策	
	施策8 浄化槽清掃事業者と収集・運搬許可業者への指導	継続	
	施策9 生活排水の適正処理	継続	
	施策10 その他の事項	継続	

目標値

生活雑排水処理率

令和10年度 **96.0%**
令和15年度 **97.6%**



浄化槽の適正な維持管理管理を！

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第十条

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

編集 玉野市市民生活部環境保全課
発行 〒706-8510
岡山県玉野市宇野 1-27-1
TEL 0863-32-5520 FAX 0863-32-5513
発行日 令和6年3月

玉野市ホームページ



玉野市一般廃棄物処理基本計画〔概要版〕

計画期間 10年間(令和6~15年度)
数値目標年度 令和10年度 / 長期目標年度 令和15年度

計画策定の背景と目的

玉野市では、平成26年度から令和5年度までの10年間を計画期間とする「玉野市一般廃棄物処理基本計画」を平成25年度に策定しました。この度、計画期間が満了となったことに加え、本市における循環型社会の形成を推進するために、近年の廃棄物処理を取り巻く社会情勢の変化や本市の地域特性を考慮しつつも、現状に即した更なるごみの減量、分別徹底や資源化促進を行うものとし、本市における新たな「玉野市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

また、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、本計画において本市の「食品ロスの削減の推進に関する計画」(以下、「食品ロス削減推進計画」という。)を策定するものとします。

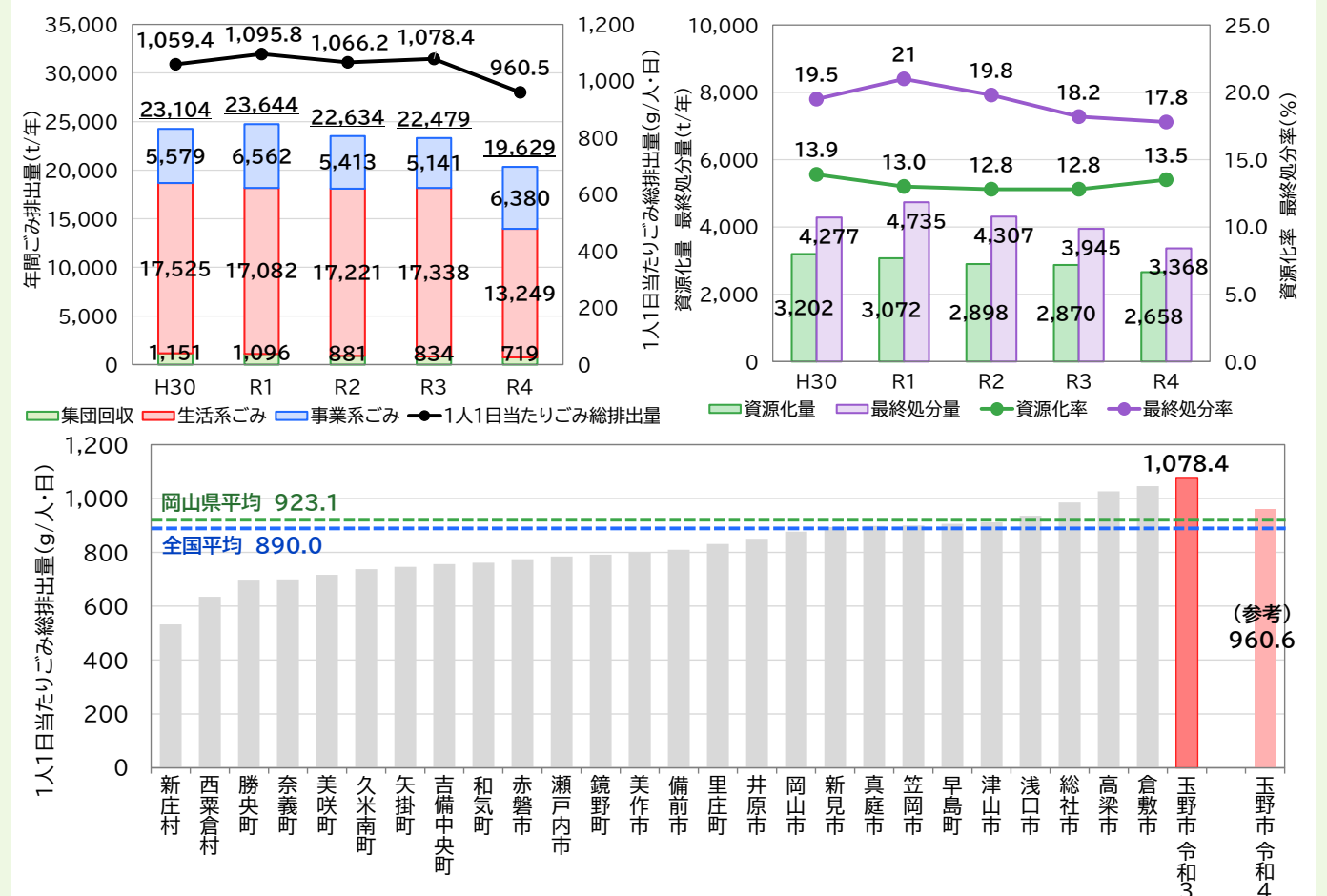
ごみの排出実績

生活系ごみ: 令和3年度末に事業系ごみの排出制度を廃止、令和4年度から家庭系ごみ有料化制度を導入したことで約3割削減されましたが、**県内他自治体と比べ排出量が多い状況が続いています。**

事業系ごみ: 増減を繰り返しながら推移をしており、**断続的な減少傾向はみられません。**

資源化率: ごみ総排出量の減少により令和4年度に増加していますが、**県内ワースト4位(令和3年度)**です。

最終処分量: 令和元年度以降、減少傾向にありますが、**県内ワースト1位(令和3年度)**です。



食品ロス削減推進計画

「食品ロス」とは、本来食べられるのに廃棄される食品のことです。玉野市において、令和5年度にごみ組成調査を実施した結果、収集される生活系燃やせるごみの中には、**食べ残しが6.58%、手つかず食品が4.21%**含まれていました。袋が開けられず捨てられてしまった食品や、一部分しか食べずに捨てられてしまった食品などが多く見受けられ、多くの食料や資源、エネルギーが無駄になっています。

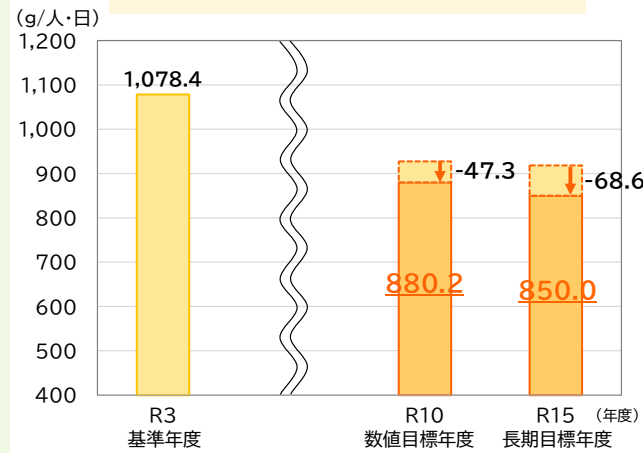
玉野市でごみとして排出されていた食品・食材



目標値

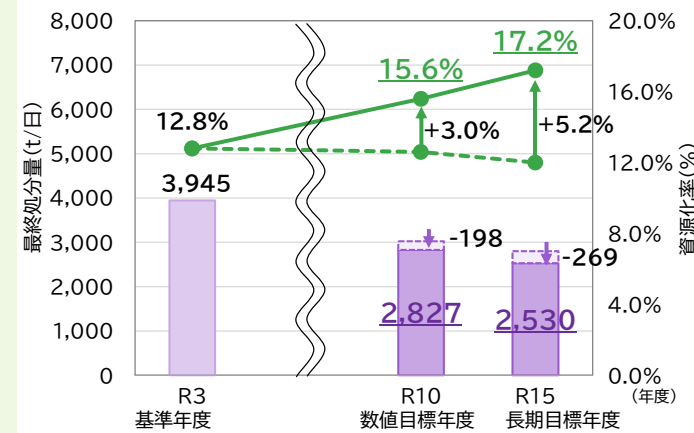
1人1日当たりごみ総排出量

令和10年度 **880.2 g/人・日**
令和15年度 **850.0 g/人・日**



最終処分量

令和10年度 **2,827 t/日**
令和15年度 **2,530 t/日**



資源化率

令和10年度 **15.6%**
令和15年度 **17.2%**

基本理念・基本方針・施策

基本理念 資源がまわる循環型社会の構築

方針1 市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化・資源化の促進

4Rの考え方にに基づき、ごみ減量化・資源化を推進していきます。また、市民・事業者・行政の三者がごみ減量、資源分別に向けたそれぞれの役割を果たすことが必要となり、取組の実施においては、三者が連携・協力し取り組んでいきます。

- ①リフューズ(不要品を買わない・貰わない)
- ②リデュース(発生を抑制する)
- ③リユース(再利用する)
- ④リサイクル(再生利用する)

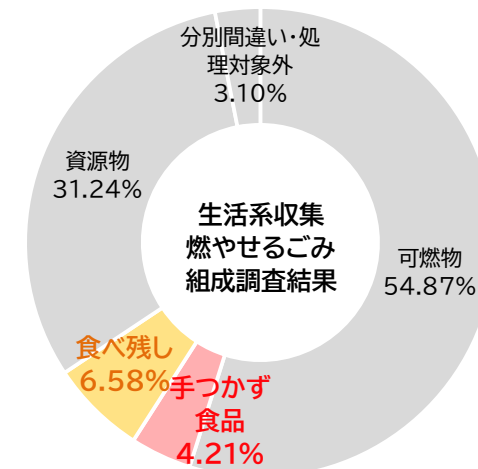
方針2 環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

廃棄物の処理にあたっては、多くのエネルギーが必要であり、その際には地球温暖化の要因となる二酸化炭素をはじめ、環境に負荷を与える物質が発生します。

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分にあたっては、発生する環境負荷をできる限り軽減するとともに、ごみ処理に関する住民サービスの充実や環境美化を推進します。

施策の柱1			施策の柱3					
環境教育・普及啓発	(1) 市民への意識啓発	施策1 市民への意識啓発	施策17 資源物の分別収集の推進	重点施策	資源化			
		施策2 市民向けの情報発信手法・機会の充実	重点施策					
	(2) 事業者への意識啓発	施策3 事業者への発生抑制・資源化の指導	重点施策	(1) 分別収集による資源化促進		施策18 ごみの減量・資源化に効果的な分別収集方法の検討	重点施策	
		施策4 事業者ごみに関する情報発信	新規施策			施策19 「プラスチック資源循環促進法」への対応	新規施策	
		(3) 正しいごみ分別・排出方法の啓発	施策5 ごみ分別辞典の充実	継続		(2) 資源化促進に関する仕組みの活用	施策20 リサイクルプラザの有効活用	重点施策
	施策6 転入者等への啓発		継続	施策21 グリーン購入の促進			継続	
	施策7 教育機関等における環境学習		重点施策	(3) 事業者との協力			施策22 店頭回収等の促進	継続
	施策8 学習機会の創出		継続				施策23 事業者による資源回収の促進	継続
	(4) 環境学習の充実	施策9 施設見学の実施	継続	(4) マテリアルリサイクルの推進		施策24 廃食用油のリサイクル及びBDFの活用	継続	
施策10 市民との協力		重点施策	施策25 使用済小型家電のリサイクル		重点施策			
発生抑制・排出削減	(1) 市民への取り組み支援	施策11 水切りの推進	重点施策	施策26 焼却残渣等の資源化	継続			
		施策12 「資源ごみ回収推進団体」の活動推進	継続		施策27 生ごみ処理容器の普及啓発	重点施策		
		施策13 「環境美化推進員」の活動推進	継続	施策の柱4				
	(2) 事業者への取り組み支援	施策14 事業者・廃棄物再生事業者との協力	継続	(1) 適正な管理の推進	施策28 ごみステーションの管理の徹底	継続		
		施策15 多量排出事業者に対する情報提供	重点施策	(2) 収集サービスの効率化及び最適化	施策29 分別・排出困難者に対する戸別収集等の実施	重点施策		
		施策16 違反行為者に対する対応	重点・新規施策	施策30 適切なごみ収集・運搬業の指導	継続			
				(3) 手数料等の見直し	施策31 廃棄物処理手数料等の見直し	新規施策		

食品ロス排出量実績



(収集される生活系燃やせるごみの令和5年度ごみ組成調査結果より)

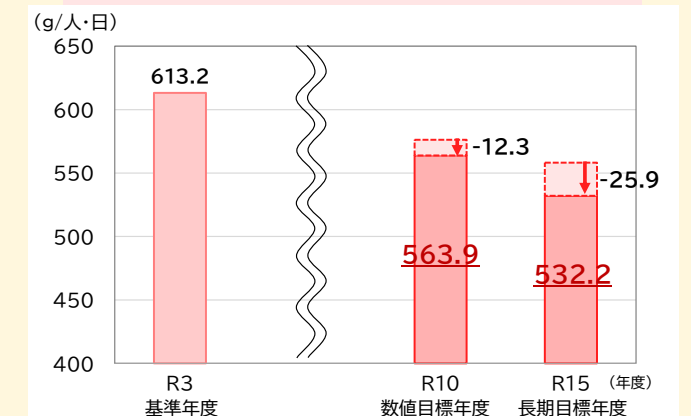
施策

食品ロス削減	施策	内容	実施状況
食品ロス削減	施策1	情報発信による普及啓発	新規施策
	施策2	家庭における食品ロス削減の推進	新規施策
	施策3	外食時における食品ロス削減の推進	新規施策
	施策4	事業者における食品ロス削減の推進	新規施策
	施策5	食品リサイクル法の普及啓発	継続

目標値

1人1日当たり生活系ごみ排出量

令和10年度 **563.9 g/人・日**
令和15年度 **532.2 g/人・日**



食品ロス削減のため、出来ることから実践!!

ご家庭で

- ・食材の特性に合った保存をする
- ・作りすぎない
- ・切り方を工夫して野菜を無駄なく使う
- ・食べ残さない。残った料理も食べきる。

お買い物で

- ・家にある食材と期限をチェックして買い物へ
- ・不要なまとめ買いを避け必要な量を買う
- ・期限表示を知って賢くお買い物

消費期限と賞味期限について正しく知って実践しよう!

消費期限 = 安全に食べられる期限

(お弁当やケーキ等傷みやすい食品に表示)

期限を過ぎたら食べない方がよい期限です
期限が来る前に食べきりましょう!

賞味期限 = 品質が変わらずに美味しく食べられる期限

(菓子やカップ麺等傷みにくい食品に表示)

期限を過ぎたら直ちに食べられなくなる期限ではありません。
すぐに捨てるのではなく、食べられるかどうか確認する習慣をつけましょう!

※ただし、これらはいずれも定められた方法により保存した場合で、未開封の状態のもの期限です。一度開けてしまった食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。